

府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金の概要について

空き家を活用した地域の活性化を図るため、優れた活用方法を提案するものが行う改修工事等に対し、その改修工事に要する費用の一部（費用の2/3、上限250万円）を補助します。

【1】応募要件

1 補助率及び補助金額

- (1) 補助率 補助対象となる改修工事等に係る費用の3分の2
- (2) 補助額 1モデル事業当たり最大250万円

2 採択数

- 1件程度（予算総額250万円の範囲内で採択。）
- ただし、審査の結果、該当なしとすることがあります。

3 対象事業

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設
- (6) その他市長が認める用途

4 補助金の対象者

次の(1)、(2)に該当する方を対象とします。

- (1) 補助対象建築物の所有者等。
- (2) 補助対象建築物の所有者等でない場合、改修工事等を行うことについて、所有者等及び管理者の同意を得ている者。

5 その他条件

- (1) 補助対象建築物を10年以上活用し、管理し、及び運営することができること。
- (2) 市ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて同意していること。

ただし、市税（延滞金を含む）に滞納がある方、暴力団関係者、他の権利者から空き家の改修や補助金の手続きについて同意を得られない方は対象となりません。

6 補助対象となる建築物

次の(1)から(7)の要件をすべてに該当する建築物が対象です。

- (1) 市内に存する空き家であること。
- (2) 当該事業について市ホームページ及び広報等で事例として紹介することについて同意していること。
- (3) 過去に同じ補助金を受けていないこと。
- (4) 他の制度による補助金等の交付を受けていない建築物であること。
- (5) 建築基準法その他法令に照らし、適当と認められる建築物であること。
- (6) 土砂災害特別警戒区域に所在しない建築物であること。
- (7) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された空き家の場合、耐震改修工事等により建築物の耐震性を確保できること。

7 補助対象となる経費及び施工業者

1 次の(1)から(7)に該当する費用です。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する費用
- (2) 給排水、電気及びガスの設備の改修工事に要する費用
- (3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する費用
- (4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する費用
- (5) 耐震改修工事費に要する費用
- (6) 補助対象建築物の取得費（用地の取得を除く）
- (7) その他市長が認める工事に要する費用

2 原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人業者に限るものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

なお、工事が完了した報告書の提出を、交付の決定を受けた年度の 2 月末までに行う必要がありますので、ご注意下さい。

【2】申請手続き及び審査

1 申請方法

(1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（別記様式第 1 号）
- ② 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- ③ 事業計画書（別記様式第 2 号）
- ④ 補助対象建築物の登記全部事項証明書
（未登記の場合はその他の所有者が確認できる書類）
- ⑤ 市税完納証明書又は市税納付状況紹介承諾書（別記様式第 3 号）
- ⑥ 賃貸借契約書の写し（当該空き家を賃貸又は賃借して活用する場合のみ）
- ⑦ 同意書（当該空き家の所有者等でない場合）
- ⑧ 補助対象工事等の現状の写真
- ⑨ 現況平面図及び計画平面図
- ⑩ 建築年度を確認することができる書類
- ⑪ 広島県東部建設事務所建築課に事前相談した場合は、その回答書の写し
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

※①、③、⑤の書式はホームページから印刷が可能です。都市デザイン課でも配布をしております。

2 審査会

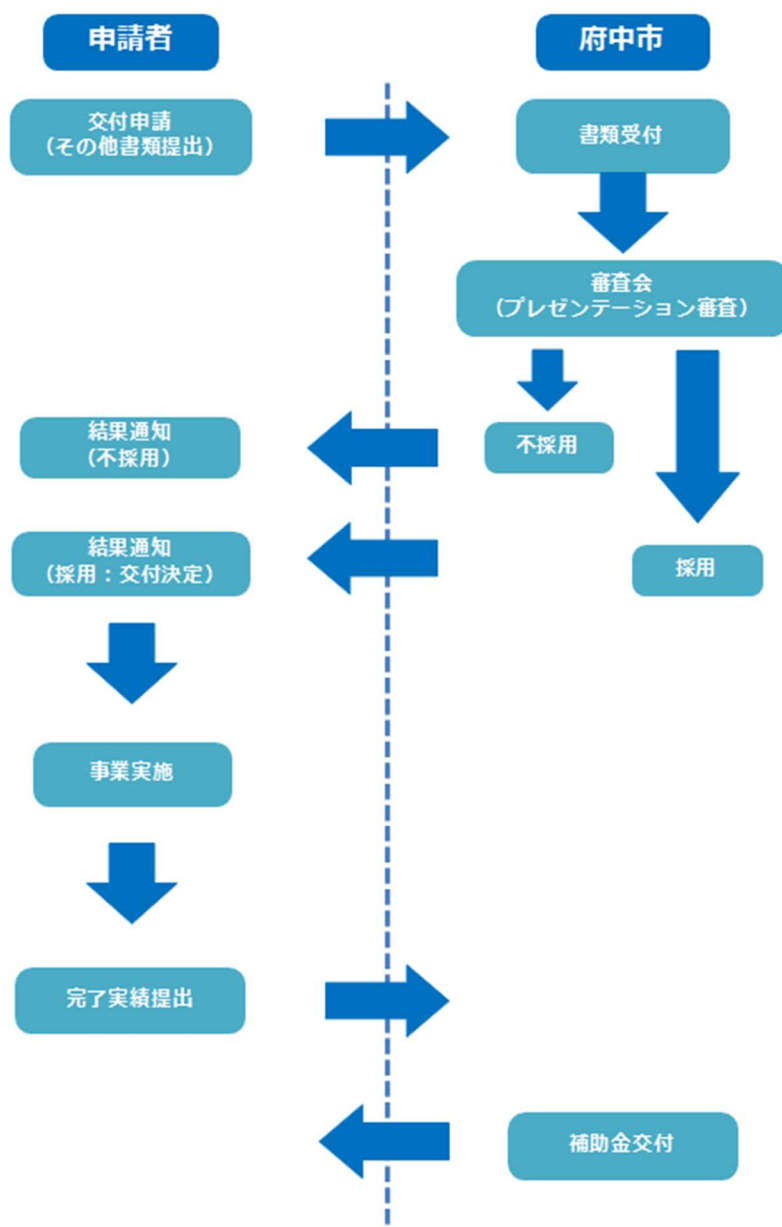
※審査結果に関しては、審査会後に通知します。

(1) 審査方法

提案事業の審査は、府中市空き家リバイバルプロジェクト審査会において、提出された申請書類及びプレゼンテーションにより、以下の視点により総合的に評価して行います。

- ① 事業の実現性（立地場所、設備、運営体制、公益性）
- ② 事業のスケジュール（運営開始、資金計画）
- ③ 地域への貢献
- ④ 補助金活用の適切性、効率性
- ⑤ 事業の適格性 等

府中市空き家リバイバルプロジェクト補助金 フロー図



お問い合わせ

補助金の詳細や空き家に関するご相談など、こちらまでお問い合わせ下さい。

〒726-8601 広島県府中市府川町 315 番地

府中市役所 建設部 都市デザイン課 住宅政策係

【電話】0847-44-9172 / 【FAX】0847-46-1535